



問

積極的集落内クリーク整備を

答

農業振興総合整備事業を実施、泥土の新たな処理方法も検討

問

第4次大木町総合計画では、クリークの整備について町の将来像、基本構想、基本計画が提言されているが、集落内クリーク整備の現状を町はどのように認識しているか。

町長 従来、整備を進めているが、十分な状況ではない。クリークの保全管理と同時に町民がクリークを活用しうる自然環境を残すことが大切であるが、そのためには、住民と行政の協力による適切な保全管理を行っていくことが必要である。その方針により、クリークの整備が図られているのが、農地・水・環境保全向上対策事業がその1つである。

農地・水・環境の良好な保全と質の向上に取り組む「地域ぐるみ」の活動に対し、行政が財政的に支援をする制度であるが、本町においても、10地区16行政区で取り組んでもらっている。

先進的な地区では、集落内の水路を木柵により整備され、住環境改善に努められている。

この木柵用の原材料については町負担で支援しているが、今後とも積極的に支援していきたい。

いずれにしても、地域の水環境としてのクリークを再生するには人とクリークとの関係の再構築が必要と考えているので、クリークに関する様々な活動を支援しながら、この問題に取り組んでいきたい。

問

今後の集落内クリーク整備計画について伺う。

建設課長

平成21年度より平成26年度の6年間で県営事業を活用し農村振興総合整備事業を実施することになっている。

事業内容は総事業費9億2000万円で、18箇所、延長は7590mの水路整備を計画している。今年度は測量及び設計を予定している。

今年度を実施する箇所が確定した後、地元説明会を行い現地測量を行う予定である。工事着手については平成22年度から実施する計画である。

問

泥土置き場のない集落のクリーク浚渫（しゅんせつ）対策について伺う。

建設課長

泥土の処理については基本的に地元で処理をお願いしており、泥土置き場のない箇所については浚渫を実施していなかった。

今後については、泥土を置く場所がどうしてもない場合には、減反等で耕作されていない農地を借りるなどして、泥土の仮置場として利用させていただき、泥土が乾いてから処理するなど、新たな処理方法を検討していきたい。

クリークの浚渫や泥土の処理方法については地元区長及び関係者と協議を行い、浚渫できるように検討していきたい。今後、町民の皆様の協力をお願いしたい。



こんなにきれいに整備されたクリーク



集落で見られる未整備の繁茂したクリーク